

大型車両の走行に関する 近畿地域の課題について

【第1回】大型車通行適正化に向けた
近畿地域連絡協議会

平成30年1月25日（木）

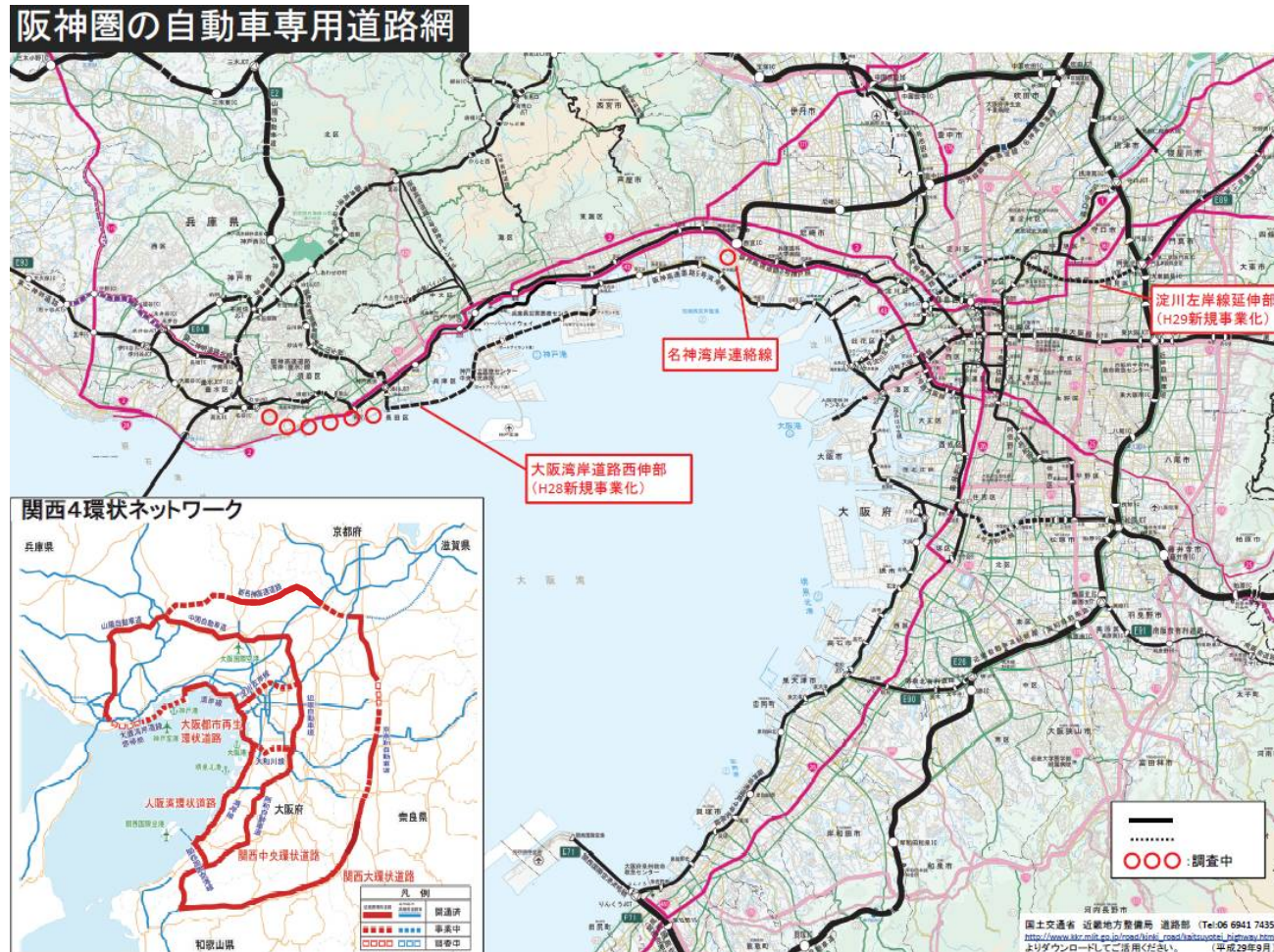
目次

1. 近畿地域の道路ネットワーク等の現状
2. 大型車両の走行に関する近畿地域の課題について
3. 既存の取組み例
4. 課題解決に向けた連絡協議会の対策

1. 近畿地域の道路ネットワーク等の現状

近畿地域の道路ネットワークの現状

- 近畿圏中核部においては、道路ネットワークの整備が遅れ、特に他の都市圏と比べて、環状道路のミッシングリンクが残存している。
- また、多数の渋滞箇所や渋滞の慢性化が問題となっている。



出典：近畿地方整備局

1. 近畿地域の道路ネットワーク等の現状

近畿地域の物流効率化

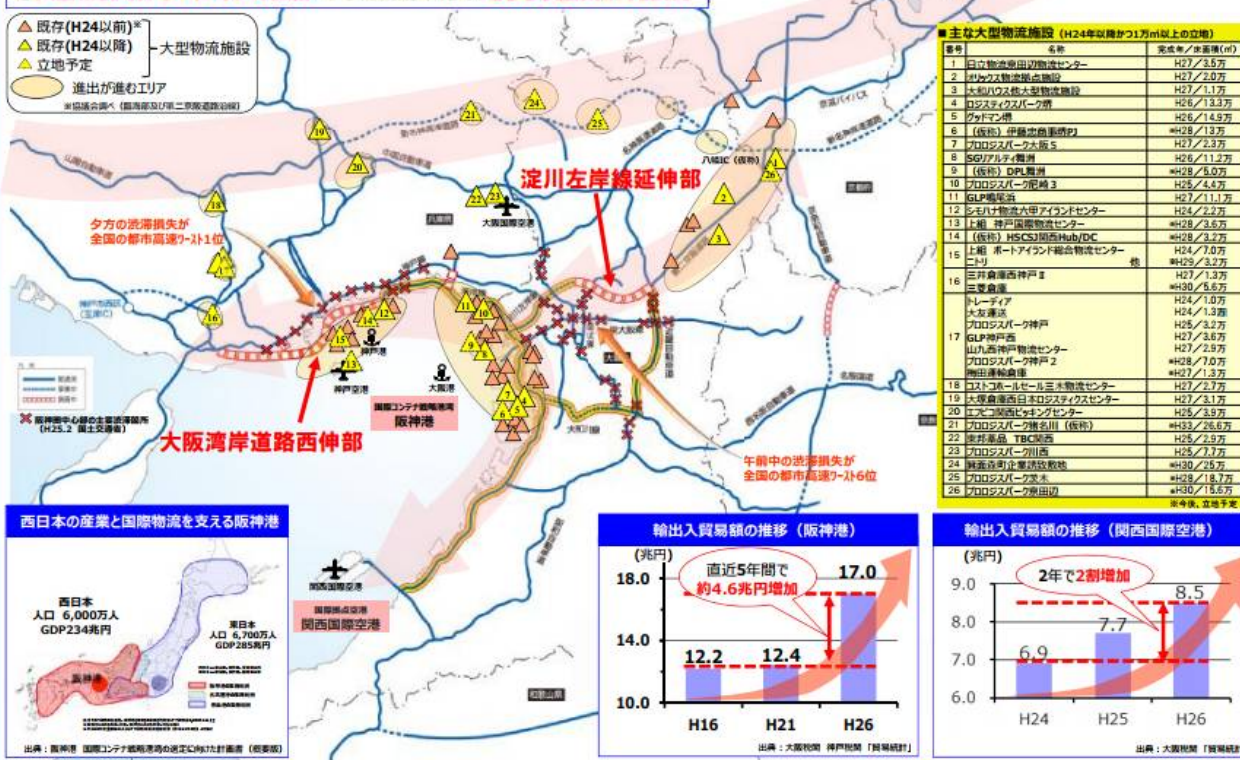
- 新名神高速道路や第二京阪道路、関西国際空港、神戸空港に加え、国際戦略港湾である阪神港を有する湾岸エリアでは、大型物流施設の立地が進み、物流が活発化している。

関西の高いポテンシャルを活かしたストック効果の最大化

(物流効率化)

効果① 効率的な物流ネットワークの強化

- 新名神高速、第二京阪道路の国土軸周辺や関西国際空港、神戸空港及び阪神港を有する大阪湾ベイエリアでは、**大型物流施設が多数立地**
- 国土軸と大阪湾ベイエリアの直結**による物流効率化で、さらなる**企業投資を誘発**



出典：関西高速道路ネットワーク推進協議会資料

2. 大型車両の走行に関する近畿地域の課題

インフラ面の課題

- 高速道路の未整備区間、ミッシングリンクの存在により、非効率な走行実態が存在する。
(大型車誘導区間の不連続性)
- 国道43号の大気汚染問題のように、環境改善へのニーズの高まりにより、大型車両の走行に対して社会一般からの厳しい監視の目がある。



出典：国土交通省（大型車誘導区間）

2. 大型車両の走行に関する近畿地域の課題

それぞれの立場が抱える課題

大型車両を取り巻く近畿地域における課題の一例を示す。

表-1：大型車両の走行に関する課題の一例

| 区分 | 概要 | 内容 | 対策方針 |
|------|-------------|--|---------|
| 特車制度 | 大型車ドライバーの認識 | 特車制度に関するドライバーの認識不足が課題である。 (許可証の存在を知らないケースが散見される) | 広報・啓発強化 |
| | 荷主の理解 | いかなる場合でも最大積載量まで積載可能と考えている荷主が多い。 | 広報・啓発強化 |
| | | 荷主指示による車両制限令違反が存在する。 | 広報・啓発強化 |
| | 道路情報便覧の収録 | 収録作業が煩雑であることや、収録支援ツールにも支障があるため、収録が進まない。 | |
| | 特車審査期間の短縮 | 申請者より審査期間の短縮化の要望が多い。 | |
| | 特車ゴールド制度 | 近畿圏では大型車誘導区間の不連続性があり、特車ゴールド制度のメリットを享受できない。 | |
| 違反取締 | 高速道路側の措置命令 | 措置命令内容によっては、高速道路から重量超過車両等が一般道へ流出することになるが、減載措置が講じられていない場合は一般道の走行においても問題がある。 | 取締連携 |
| | 取締情報の拡散 | 取締開始から一定時間が経過すると、大型車両の通行が著しく減少する傾向がある。 | 取締連携 |

〔事前ヒアリング結果に基づき整理〕

大型車ドライバーや荷主の認知不足に対しては、広報や啓発活動の実施を行い、違反取締に関する課題は、連絡協議会で取締の連携強化を図って対応していく。

3. 既存の取組み例

各委員による大型車両に関する既存の取組みの一例

連絡協議会の各委員が過去に実施、または現在実施している大型車両に関する取組みの一例を示す。

表- 2 : 既存の取組みの一例

| 区分 | 概要 | 具体的な取組み内容 |
|--------|---------------|---|
| ① 広報活動 | チラシ・リーフレットの配布 | <ul style="list-style-type: none">・取締時にチラシ配布・郵送時にチラシを同封して配布・年 1 回トラックターミナルでチラシ配布・他の参加協議会によるリーフレットの配布 |
| | イベントの実施 | <ul style="list-style-type: none">・交通安全イベントを実施（チラシ・グッズを配布） |
| ② 啓発活動 | 講習会 | <ul style="list-style-type: none">・違反者講習会の実施 |
| | 研修会 | <ul style="list-style-type: none">・会員向けの各種研修会の実施 |
| ③ 取締 | 取締の徹底 | <ul style="list-style-type: none">・毎月一斉貨物取締日を設定し取締を実施 |

〔事前ヒアリング結果に基づき整理〕

それぞれの組織が実施する取組みは継続しながら、連絡協議会にて連携できるものは拡大展開していく。

4. 課題解決に向けた連絡協議会の対策

大型車通行適正化に向けた推進3本柱

連絡協議会は、広報活動・取締・啓発活動の3項目を軸に強化推進していくため、各委員より効果的と思われる具体的な対策内容について下表の提案を頂いた。

表-3：具体的対策内容

| 区分 | 概要 | 具体的対策内容 |
|-----------|----------------------------|--|
| ① 広報活動の強化 | 1) ラジオ広報の実施 | ⇒繰り返し実施 |
| | 2) チラシの配布拡大 | ⇒許可証の発行時に配布 ⇒お知らせの送付時に同封 |
| | 3) 野外活動 | ⇒広報イベントの実施 ⇒シンポジウムの開催 |
| | 4) 特車申請に関するわかりやすいホームページの開設 | ⇒誰にでも視覚的に理解しやすい解説 ⇒申請時の注意点等を記載 |
| ② 啓発活動の強化 | 5) 特殊車両ディーラーへの啓発 | ⇒購入者へ特車制度の説明をして頂くための働きかけ ⇒取扱説明書等に通行許可申請について記載 |
| | 6) 荷主向け講習会 | ⇒各業界団体による既存の集会等の場を活用した啓発活動の実施 |
| | 7) 免許取得・更新時の講習 | ⇒大型免許の取得時や更新時に特車制度について周知する |
| ③ 取締の強化 | 8) 合同取締の実施 | ⇒マスコミ公開による合同取締 ⇒連絡協議会が連携して年に複数回実施 |